

令和4年第3回西予市議会定例会総務常任委員会会議録

1. 招 集 年 月 日 令和4年9月28日

1. 招 集 の 場 所 第1委員会室

1. 開 会 令和4年9月28日

午前10時57分

1. 閉 会 令和4年9月28日

午前11時11分

1. 出 席 委 員

委員長 河野 清一

副委員長 加藤 美香

委員 佐藤 恒夫

委員 小玉 忠重

委員 源 正樹

委員 中村 敬治

1. 欠 席 委 員

な し

1. 出 席 説 明 員

総務部長 山住 哲司

総務課長 兵頭 章夫

西予市民病院事務長 麓 寿春

総務課長補佐 岡本 夕佳

総務課係長 兵頭 栄治

1. 出席議会事務局職員

書記 瀧川 健二

1. 会議に付した事件

議案第102号 西予市職員の給与に関する条例
及び西予市会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例制定につ
いて

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

開会 午前10時57分

○加藤副委員長

これより、令和4年第3回定例会、総務常任委員会を開会いたします。開会にあたり、委員長より挨拶があります。

○河野委員長

委員長が挨拶を行う。

○加藤副委員長

次に、山住部長より挨拶をお願いいたします。

○山住総務部長

山住総務部長が挨拶を行う。

○加藤副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言してください。それでは、これよりの進行は委員長が行います。

○河野委員長

それでは、総務部の審査を行います。

議案第102号「西予市職員の給与に関する条例及び西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭総務課長

それでは、議案第102号「西予市職員の給与に関する条例及び西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

令和3年11月に閣議決定されました、コロナ克服新時代開拓のための経済対策に基づき、本市におきましても、看護、介護、保育、幼児教育などに関わる職員の処遇を改善するため、本年第1回定例会で関係条例の改正を行い、手当等により金額の引上げを行ったところです。今回の改正は、国による地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象とした第2段階の処遇改善措置が講じられることとなったことから、本市においても、コロナ対応過酷な環境の中で、日夜努力されている看護職員の処遇改善を行うため、関係条例の一部を改正するものです。

改正の内容としましては、本年の2月から9月までは、国の補助金を活用して、初任給調整手当等にて、看護職員の収入の月額4,000円の引上げを実施しているところですが、10月からは、診

療報酬加算による月額1万2000円相当を引き上げる措置が講じられることから、これに準じ本市においても、上限額を4,000円から1万2000円に引上げを行うこととしています。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○河野委員長

兵頭課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○中村委員

今総務課長から、去年のこういう国の方針に基づいて、今年の9月まで国の補助金で対応してきたけども10月からは診療報酬という話であつたんですけども、診療報酬というところで1万2000円アップと言われたんですけど、実際のところ診療報酬はどういうような内容になっておるわけですか。

○兵頭総務課長

診療報酬の加算によってどれだけ患者さんに影響が出るかというところで回答させていただいたと思うんですが、市民病院の試算におきましては、入院患者への影響としましては、例えば1カ月間30日入院した場合で、医療費1割負担の方で約1500円の負担増、3割負担の方で約4500円の負担増を見込んでおります。

○中村委員

そうすると、市民病院の例で言われましたけれども、1,500円1割負担で3割では4,500円と、これはあくまでも試算ですけども、これでいろいろな診療報酬という形で収入が上がってくるわけですけども、実際のところそういうことで、月1万2000円平均でアップをするというのが計算上成り立つということで理解してよろしいんですかね。だから過不足が出た場合はどうするのかということも含めて、ちょっと答弁いただいたらと思うんですが。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時6分）

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前11時6分）

○兵頭総務課長

ただいまの御質問に関しましては本日、市民病院の麓事務長が来ておりますので、事務長から回答させていただきます。

○麓市民病院事務長

ただいまの中村委員の質問でございますけれども、診療報酬、負担というところで、増える患者様の負担をしていただく金額は総務課長が申し上げたとおりです。その試算なんですけれども、細かな計算式がありまして計算をしたところなんですけれども、それに影響する、計算の根拠となるものが、看護師の常勤数と延べ患者数になるわけなんですけれども、それを計算するとほぼ90数%は診療報酬で補填できると、超える月もあったんですけれども、そこを超える月もあれば足りないところもあるというところで、実際運用した段階で足りないところは、病院からの持ち出しになると考えておりますけれども、その影響額は特段影響がないぐらいの額と見込んでおります。以上です。

○佐藤委員

4,000円から1万2000円のアップに今回なるということですが、この1万2000円のアップという部分で、看護師さんの報酬あたりというのはこれぐらいが妥当という判断での、国が決めたからもうそれでいいよっていうんじゃないかって、西予市としてこのぐらいが妥当と考えられているかということちょっとお聞きいたします。

○兵頭総務課長

条例上でこれを上限額としておりますのでそれ以下の設定も可能であります、やはり今看護師不足で、なかなか看護師が集まらない中で、近隣の状況なんかも考えますとやはり1万2000円相当を上げておかなければ、人材確保にも影響が出てくるんじゃないかということで考えているところです。

○加藤副委員長

10月から、後期高齢のお年寄りも1割3割だった方以外に2割負担になる方もできると思うんですけれども、その方たちは今後何か1年間ぐらいは上限3,000円以上は払戻しがあるなどというのは書いてあったんですけれども、今後この方たちの分もちょっと増えていく、報酬が増えていくということになると思うんですけれども、そういうことも後は、そこに入っていくということで構わないんですか。2割のこの人たちも増えるということでもいいですか。

○河野委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時9分）

○河野委員長

再開を告げる。（再開 午前11時10分）

○兵頭総務課長

ただいまの質問におきましても事務長から回答させていただきます。

○麓市民病院事務長

ただいまの加藤委員からの御質問にお答えします。御承知のとおり後期高齢者2割負担になるということなんですけれども、先ほど、総務課長が申し上げた試算で申しますと、1カ月入院すると、3,000円の負担というふうなことになるかと思えます。以上です。

○河野委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○河野委員長

それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第102号「西予市職員の給与に関する条例及び西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○河野委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

それでは、本日、予定されておりました議案審査が全て終了いたしましたので、これにて、令和4年第3回定例会総務常任委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時11分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会総務常任委員長

河野 清一